

平成23年第5回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成23年9月7日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第39号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第40号 片品村公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第41号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 認定第 1号 平成22年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成22年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成22年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成22年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成22年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 7号 平成22年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 8号 平成22年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 報告第 3号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第18 議案第42号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第43号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第44号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第45号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第46号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）に

- について
- 日程第 2 3 議案第 4 7 号 平成 2 3 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 4 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 6 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 3 9 号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 0 号 片品村公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 認定第 1 号 平成 2 2 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 認定第 2 号 平成 2 2 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 認定第 3 号 平成 2 2 年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 認定第 4 号 平成 2 2 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 5 号 平成 2 2 年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 6 号 平成 2 2 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 7 号 平成 2 2 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 8 号 平成 2 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(日程第 9 から日程第 1 6 まで一括上程)
- 日程第 1 7 報告第 3 号 財政の健全化判断比率等について

- 日程第18 議案第42号 平成23年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第19 議案第43号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第44号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第45号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第46号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第47号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第48号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- (日程第18から日程第24まで一括上程)
- 日程第25 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第26 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
平成 2 3 年 9 月 7 日		
出席議員 1 4 名		欠席議員 名 欠員 名
第 1 番	星 野 栄 二	(出 席)
第 2 番	梅 澤 志 洋	(出 席)
第 3 番	星 野 精 一	(出 席)
第 4 番	高 橋 正 治	(出 席)
第 5 番	千 明 道 太	(出 席)
第 6 番	星 野 逸 雄	(出 席)
第 7 番	今 井 功	(出 席)
第 8 番	戸 丸 廣 安	(出 席)
第 9 番	星 野 千 里	(出 席)
第 1 0 番	飯 塚 美 明	(出 席)
第 1 1 番	笠 原 耕 作	(出 席)
第 1 2 番	星 野 育 雄	(出 席)
第 1 3 番	星 長 命	(出 席)
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫	(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美
代 表 監 査 委 員	小 林 正 雄

事務局職員出席者

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	星 野 照 子

議長（高橋正治君） ただいまから、平成23年第5回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時05分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番 飯塚美明君及び11番 笠原耕作君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高橋正治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（高橋正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣の件を報告します。

お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。

日程第4 議員派遣

議長（高橋正治君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付の議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第5 一般質問

議長（高橋正治君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

8番 戸丸廣安君。

（8番 戸丸廣安君登壇）

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

おはようございます。戸丸廣安です。

通告にしたがって、千明村長に一般質問をいたします。

まず、この度の台風12号の猛威による死傷者や被災者に対しまして、心からのご冥福とお見舞いを申し上げます。

片品においては、7月にそして8月7日における集中豪雨による物損被害等が、かなりの場所でもたらされました。

さて、このような豪雨あるいは更なる記録的な豪雨が、今後やって来ないとは言い切れないとの読みから、8月7日の大雨によって起こったことをここで取り上げたいものです。日曜日でしたが、国道120号では須賀川にて土砂崩れがありました。場所は、セブンイレブン須賀川店と東亜生コンクリート株式会社の前あたりです。床下浸水の家もありました。須賀川郵便局の〇〇の〇〇さん宅です。

そこで、普段水の流れの無い裏山に水の流れができて、物置をも押し倒しました。急傾斜の最下部には擁壁がありましたので、川の流れを弱めたけれども、幾つもの大きな土嚢をあのまま家の隣りに置いておくというはいかないとそうに思っているようです。台風などの時には、心配で夜眠れなかったようで、早めに擁壁を延長するよう建ててほしいとのことでした。

擁壁がなかったら〇〇さん宅を直撃したし、隣の郵便局にも多量の水が流れ込んだもようです。山沿いもその天辺を含めて土木的措置が必要だと思われませんが、どうでしょうか。

雨量計が120mmを超えたら、須賀川では往来する車の通行止めをすることになっているそうです。今回、通行止めまでは至らなかったですが、雨量だけでは予測できない大小の山崩れもあり得るということですので、異常なほどの集中豪雨が起り得るかもしれない今後の、村の村民の安全や防災という観点で危ぶまれます。

さて、この当日を含めた村や県等の対応と今後への方策について質問をいたします。

まず、(1) こうした豪雨がもたらした事態に対して

① 村の初期行動を含めた一連の対応はどうであったか振り返ってみてください。

確立されている即応体制や緊急対応はいかがでしょうか。規模の差こそあれ、そうした災害に対する村の受け止め方に多少なりとも変化が生じたか。生じそうですか。お聞きいたします。

② そして、その時の県や国の対応はどうだったですか。それに対して、村はどう連携をされましたか。

③ 今後への備えについて、考えるところ強調したいところは何でしょうか。

次に、(2) 並行している道路網への認識と申しますか、国道からの緊急避難とかう回利用など、万が一の事態に対する対応など、村は認識を新たにしましたでしょうか。県や国は120号線とそのう回可能な道路網に対してどのような認識を示したでしょうか。

そして、それらの整備についての最新の考え方を教えてください。

① 具体的には、一つは上郷道路です。そこへの見方・捉え方、短・中・長期的対応について、防災等の観点で表明をしてください。

② 120号のう回道路の一つとして、鎌田から穴沢そして上小川方面に抜ける道があるわけですが、このルートに対する捉え方やその変化はいかがでしょうか。

そして、特に老朽化が指摘されている穴沢橋の現状と将来対応について言及をしてください。

以上です。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

戸丸廣安議員の通告に基づいて、質問にお答えいたします。

主要道路網の保全と整備についてであります。本村に通じる村外からの通年通行できる道路としては、国道120号線、県道平川沼田線の2路線があります。その中でも国道120号線は、本村にとっては生命線であり、通行止めとならないような管理が必要であります。

一つ目の質問、8月7日、大雨による国道120号線の土砂崩れ、その対応と今後等についての一点目の村の対応と受け止め方についてのご質問ですが、近年はこのようなゲリラ豪雨が頻繁に起こるようになり、あちこちで被害をもたらしています。村としては、こ

のような土砂流出のおそれのある所については、地主の了解をいただき保安林指定にするなどして、治山事業を検討しております。

次に、二点目の国と県の対応、それへの村の連携についての質問ですが、国道の管理については県が管理をしておりますが、国道120号線の大崖付近約2kmについては、連続雨量120mm以上あった場合は、通行止めにする事となっております。

今回の豪雨では、土木事務所の計測で時間最大雨量40mmであり、通行止めには至る数値ではありませんでしたが、土砂が流出し、一部片側通行あるいは冠水により一時通行不能になるなどの被害がありました。日曜日であったため日直しかおらず、これらの情報が村に入りましたが、土木事務所に連絡し、対処いたしました。

また、村としては、総務課長をはじめとして関係職員に緊急に出勤してもらい情報収集をし、対処したところであります。

次に、三点目の今後のこと等についてのご質問ですが、村としては土木事務所と連携し、早期に対応できるよう心がける所存です。

二つ目の質問、平行して走る道路網の整備等について、一点目の上郷道路への見方・捉え方・対応についての質問ですが、前回答弁しているとおりでありますが、これからも国道120号のう回路として確保できるよう鎌田立沢線の整備をしていく所存であります。

しかしながら、道路拡幅等の整備を行う場合には、用地の確保が大前提であります。地元議員として、是非、用地確保にご尽力をいただき、早期に道路整備ができるようご協力をお願いしたいと思います。

次に二つ目の穴沢橋の現状と将来対応についての質問ですが、今年、村が管理する橋で橋長が15m以上あるものについて、22本の橋梁点検を行っています。これは、橋の現状を調べるために行うものであり、架替えが必要なのか、あるいは補修で大丈夫なのか調査し、今後計画的に整備していくためのものであります。穴沢橋もこの中に含まれておりますので、この結果を踏まえて整備を進めてまいりたいと思います。

橋の架替えについては、多大な費用がかかるため、この結果に基づき計画的に整備をしていく所存でありますので、今後とも周知・ご指導いただきますようお願い申し上げます。戸丸廣安議員への答弁とさせていただきます。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

答弁を一つずつ頂戴しましてありがとうございます。

二点ほど質問をさせていただきます。

穴沢橋に関しましては、ほかの21本とともに架け替えが必要か補修で済むかということでの判断を、今、調査・点検中だということでもありますけれども、いつ頃その判断、目

安ともうしますか判断が下されるのか。その辺の言及をしていただければと思います。

あともう一つは、村長がおっしゃるようにゲリラ豪雨、予期しない雨量が今後も予想される状態の中で、保安林指定等を急がれているということでもありますけれども、今回土砂として落ちてきたあの場所は、既にその指定にあたる場所として進んでいるのでしょうか。それとも今後なののでしょうか。現状そして今後への対応をよろしく申し上げます。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい 村長。

農林建設課長に説明させます。

議長（高橋正治君） 農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君） はい。

それでは戸丸廣安議員の二点の質問について、お答えしたいと思います。

橋梁点検についてですが、6月に業者に発注をいたしまして、本年度中には結果が出る予定であります。この結果に基づいて今後橋梁の整備を順次進めてまいりたいと思います。

それから二点目のゲリラ豪雨の関係で、保安林指定等の関係でございますが、現在保安林の指定手続きは、まだ行っておりません。これから地主等の了解が得られれば保安林指定等をして治山事業等に対応していければと思っております。

以上であります。

よろしく申し上げます。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

明確な回答をいただきましてありがとうございます。

今まで橋梁等は順調に架替え、あるいは補修等がなされてきた片品村であると、このように私は承知をしております。

引き続き、その分野での準則な、また過不足のない進展と展開をお願いをしたいところであります。

また、財政面での課題というものがございますから、様々な点で検討が必要だと思しますので、その辺も含めてどうかよろしく願い申し上げます。

これは質問ではありません。最後に要望ですけれども防災意識や防災対策というのは、あればあるほど良いと思います。それに超したことはございません。まさかということも

ありますので、これからの防災対策をくれぐれもよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 次に、6番 星野逸雄君。

（6番 星野逸雄君登壇）

6番（星野逸雄君） はい、6番。

一般質問をさせていただきます。

片品村への観光客数を見ますと、平成4年の約387万人が最高で、その後は下降を続け、平成21年には約203万人で、平成4年と比べるとほぼ半減しています。

今年においても、3月11日に発生した東日本大震災・福島第一原子力発電所の損壊に伴う放射能の飛散事故、加えて片品村においては7月末日、8月7日と二度の集中豪雨により多大な被害があり、年間でも一、二番の集客時期である中で、大きな減少傾向になっていると思われまます。

本来なら、群馬県において実施されているDC企画により、7月全体では6.1%の伸びであったと報道されていますので、片品村でもそれ以上の増加を望めたのではないかと思うと大変残念でなりません。

こういった状況を踏まえ、これからの片品村の観光産業の更なる安定と充実させるために、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

一番目として、片品村の観光産業の更なる発展についてと題してお聞きします。

（1）第2次総合計画により始まった「花の谷構想 遙かなる花の谷」、現時点での進行状況はいかがですか。

また、第3次総合計画後期計画終了時、平成27年完成度合いはいかがですか。

また、そのために現在進行中の事業等があればお聞かせください。

（2）第3次総合計画「尾瀬の郷構想 小さくても輝く村」の中で、花の谷構想に付随する観光産業分野での施策があれば、具体的にお聞かせください。

二番目として、観光地片品村の自然環境、生活環境対策についてと題してお聞きします。

（1）片品村の自然環境は優れていると思いますが、観光地としての自然環境整備について、どのように取り組んでいるかお聞かせください。

（2）生活環境の中で、生活廃水処理に対する考えをお聞かせください。

以上です。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野逸雄議員の質問にお答えいたします。

まず一番目の、片品村の観光産業の更なる発展について、一つ目の質問、第2次総合計画より始まった「花の谷構想 遙かなる花の谷」現時点での進行状況、また第3次総合計画後期終了時の完了度合いと現在進行事業等の件であります。片品村では、第1次総合計画で「豊かな自然と調和した観光と農業の村」を、第2次総合計画では「遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に」をテーマとして、自然との調和を図った村づくりを進め、観光と農業を中心に飛躍を遂げてきました。

そして平成18年3月に、これまでの村づくりを引き継ぎ、更に発展させるものとして、第3次総合計画「片品村尾瀬の郷構想 小さくても輝く村を目指して」を将来像とし、住民の皆さんと共に村づくりを進めてきているところです。

この第3次総合計画は、前期と後期の基本計画に分かれています。昨年度、前期5か年の取組を検証し、住民の皆さんのアンケートなどを通した声をいただきながら、後期5か年の基本計画を策定いたしました。

前期基本計画の達成状況は、行財政改革の推進、尾瀬国立公園の誕生、平成の名水認定、尾瀬ブランド制度、また新たなツーリズムへの取組など、全体的におおむね達成できたと思っているところです。

後期基本計画は、前期計画の取組に更に磨きをかけ輝かせるものです。特に若者の雇用創造と定住への取組を中心に、豊かな自然、これまで築きあげてきた地域産業、様々な施設そして素晴らしい人材を最大限に活かした村づくりを、村民の皆さんとともに進めるための計画です。

この計画にはシンボルプロジェクトとして、若者の雇用創造へ向けた観光革新の三つの課題を掲げてあり、今年4月にむらづくり観光課内に若者雇用創出室を設け、現在それらの実施計画づくりに努めているところであります。

後期計画終了時、すなわち平成28年3月末の完了度合いについては、5か年計画がこの4月にスタートしたばかりであり、計画達成に向け努力をいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に二つ目の質問、第3次総合計画「尾瀬の郷構想 小さくても輝く村」での観光産業分野での施策を具体的にこの件であります。今回の後期基本計画には、先ほども申し上げましたように、若者の新たな雇用の場づくりを基本テーマとして、若者の雇用創造に向けた観光革新の三つの課題が掲げられています。

内容とすると、現状のお客様は、中高年を中心とした尾瀬等の登山、若者を中心とした冬のスキーや夏のスポーツ合宿に大きく別れています。今後、開拓するお客様として三つ考えております。

一つ目として、温泉、尾瀬ブランド食、尾瀬ウォーキング、歴史街道や田舎道ウォーキング、歩くスキー、仮称尾瀬の郷駅での美術館めぐりなどでの中高年リピーター客。

二つ目として、体験修学旅行、家族の体験旅行、夏の体験教室、スポーツ合宿などの子ども客。

三つ目として、尾瀬等の散策、スキー、温泉、日本文化、日光尾瀬周遊などによる外国人客であります。

これらを通じ、若者を中心とした雇用を創出し、併せて観光の革新を図ってまいりたいと考えているところであります。

二番目の質問、観光地片品村の自然環境、生活環境対策について、一つ目の片品村の自然環境は大変優れていると思っておりますが、観光地としての自然環境整備について、どのように取り組んでいるかであります。片品村には、尾瀬国立公園と日光国立公園の二つの国立公園があり、尾瀬国立公園はラムサール条約の湿地に登録されるなど、今後も多くの人々を魅了する美しい自然の保護と活用、そして受入体制の整備が求められていると考えています。

平成の名水百選に認定された水源地域でもあり、森林保全のための植林や保育、治山工事や河川整備とともに、公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の整備が進められ、河川の水質保全に努めています。

また、尾瀬清掃や河川・道路清掃、登山道の維持修理、シラネアオイや水芭蕉の保護・整備などを行うとともに、民間開発には土地開発事業指導要綱などによる指導を行っています。

自然環境への関心が高まっている現在、尾瀬を有する片品村は自然を保護・活用する先進地域として、村民の皆さんとともに取組を先導していくことが求められていると考えております。

次に二つ目の質問、生活環境の中で、片品村の今後の生活排水に対する考え方ですが、本村では平成6年度に片品村下水道基本構想を作成し、下水道整備を行ってまいりました。その時の集合区域及び整備手法として定めたのが、北部地区として5区・6区・7区の地域を特定環境保全公共下水道として、花咲のペンション地区を含む花咲地区を同じく公共下水道、鎌田地区を同じく公共下水道、東小川の上小川・穴沢地区をそれぞれ農業集落排水事業として定めておりました。

そしてこの基本構想に基づき、平成13年度に北部浄化センターが供用開始となり、続いて平成15年度には花咲クリーンセンターが供用開始となったところであります。現在、北部地区の接続率53%、花咲地区については接続率35.8%と接続率が低く加入促進をしているところであります。

その後、平成18年度に下水道基本構想の見直しを行い、本村のような家屋が広範囲に点在している山間地域では、集合処理方式は経済的に負担が大きく維持管理費が増大するため、当初の基本構想に載っていた集合処理区域で未着手の地域については、すべて合併処理浄化槽の補助事業として行うことで見直しを行いました。

群馬県では今年度限りではありますが、エコ補助金として合併浄化槽に切り替える場合に、10万円の追加補助金を行って推進をしています。

村としては、今後も合併処理浄化槽の補助事業を活用して生活排水処理ができるよう取り組む所存であります。

以上、ご理解をお願い申し上げます、星野逸雄議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

6番（星野逸雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 6番 星野逸雄君。

6番（星野逸雄君） はい、6番。

なぜ花の谷構想にこだわった質問をしたかという、一種類で群生させた花園の集客力は、準備期間が短いわりには大きな成果を各地で挙げています。先ほど答弁をいただいたように、片品村はいつでもどこでも花があり、大変美しい村になっています。

しかし、大規模に整備することにより集客を多く伸ばせるのではないかと感じます。現に数年前に、菅沼地区でラベンダーを栽培し、FM尾瀬で放送されたら一日に約千人の人が訪れたという時があり、駐車スペースの確保に大変苦慮したという話も聞きました。そういったことを加味し、集客力を伸ばすために何かしたらよいと思います。

例えば、武尊山山開きの時に感じたのですが、レンゲツツジがキャンプ場では蕾から二、三分咲きの状態でした。そこで、標高差のある村道7号線沿線にレンゲツツジが植えてあったらほぼ満開であったと思います。鍛冶屋地区から点々と咲かせておけばお客様の誘導にもなるし、そのこと自体もレンゲツツジ街道として集客につながるのではないかと思います。

現在、あじさい花木の栽培者の離農により、苗木がかなりあると聞きました。この際、鎌田立沢線の道脇に植えてあじさい街道でも整備したらいかがでしょうか。時間的に片品の春から秋は大変短いです。

しかし、その時々で各地区・各場所にて花を群生させることにより、「遙かなる花の谷」その名のおり花自体で集客につながるのではないのでしょうか。是非、第3次総合計画後期の一端で整備されますことを期待しております。

自然環境ですが、村内主要道路の除草、路肩より10から20mくらいは、伐木、除草することにより山村の景観を楽しむ雰囲気を出し、雑木林を整備し、森林浴の場と昆虫採集そして山菜・きのこでもとれたら、お客様は大変よろこばれると思います。お客様が楽しみながら入れる自然と雑木林で少し得した気持ちにしてやれたらいいと思います。

次に、生活排水の件ですが、片品村は名水百選で認定されている大変おいしい水が湧出している地区です。まして尾瀬国立公園の地元で、首都圏の水源群馬県の一翼を担っている大変重要な区域です。

片品村の責任として生活排水を浄化して流すということは、当然だと考えます。本村にも公共下水道、農業集落排水で下水道が整備されている地区があります。加入率は50%を上回っていると思いますが、更に加入率の向上に心がけていただき、特段の配慮で実行していただきたいと思います。

村長にお聞きします。

下水道処理地区以外の鎌田地区などは、汚水処理している単独浄化槽及び未使用家庭を合併浄化槽の市町村設置事業を取入れ、整備する考えがありますか。その件について質問いたします。

議長（高橋正治君） 答弁を求めますか。

6番（星野逸雄君） はい。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

農林建設課長に説明させます。

議長（高橋正治君） 農林建設課長 萩原正信君。

農林建設課長（萩原正信君） はい。

それでは最後の鎌田地区の合併浄化槽の市町村型の設置について、考えはあるかという質問ということでよろしいでしょうか。

（6番 星野逸雄君 「そうです」と呼ぶ）

農林建設課長（萩原正信君） 鎌田地区について、確かに単独浄化槽設置等ございますけれども、現在のところ片品村内で市町村型の合併浄化槽設置区域を定めての計画はございません。先ほども最初に村長の答弁にもありましたように、平成18年の集合処理区域の見直しの時に、すべての地域を単独の合併浄化槽処理ということで計画をしております。

本来であれば、市町村設置型の合併処理浄化槽を設置して処理できればよろしいわけですが、なかなか区域を定めて設置することが、この時には計画はされておりました。

ということで現在については、それぞれ個人型の合併処理浄化槽の補助事業を適用して、全村集合処理を定めた以外の区域については、個人型の合併処理浄化槽の補助事業で行う計画になっております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

6番（星野逸雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 6番 星野逸雄君。

6番（星野逸雄君） はい、6番。

合併処理浄化槽が設置されるとですね、単独浄化槽の設置建物より、放出されるBOD汚濁物質の量は8分の1になるそうです。改善されるそうです。そういったことを考えていただき下水道処理を充実させて、名水百選の片品村そして観光の片品村の責任を果たしていただきたいと思います。そして環境対策へのレベルアップを図っていただければいいのではないかと思います。

第3次総合計画後期で、事業開始ができるようご期待をしています。どうか検討をしてください。お願いします。

片品村の観光産業の発展はですね、村民一人一人はもとより、村当局で企画・先導することにより村民総参加で内容を充実させ、お客様が来るというのではなく、来てもらうという感覚で接することが大切ではないかと思います。そして五年先、十年先の片品村をイメージして整備を充実させることが必要だと思えます。是非、村長の手腕を発揮していただきたいと思えます。

片品村の更なる観光産業の発展を心よりご祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 次に、9番 星野千里君。

（9番 星野千里君登壇）

9番（星野千里君） はい、9番。

皆さん、おはようございます。

私は、環境に配慮した村づくりについて、一般質問をさせていただきたいと思えます。さて、この度東日本大震災による被災者の受入れを表明したことで、優しい村という評価を得ました。そして名水百選に選ばれ、ラムサール条約に登録された環境に優しい村と位置づけられています。環境に配慮した村として取組をしてきた片品村は、村民にとっても誇りに思えます。

このようなことを踏まえ、村の将来を見つめたとき、何が大切か、何をすべきかを考えなくてはなりません。空気を活かし、風を活かし、森を活かし、太陽・温泉地熱はもちろん水を活かす工夫が必要だと思えます。埋もれている再生可能エネルギーを掘り起こす作業が必要であり、未来に向けて環境に配慮した循環型村づくりと自然エネルギーを活かした村づくりへの取組が必要だと思えます。

世界的な流れとしても再生可能エネルギーが注目されています。片品村としても環境に配慮した村として、再生可能エネルギーについての取組についてお聞きします。

まず、先ほどから述べていますが、再生可能エネルギーについて研究し、環境に配慮した村づくりを進めるべきと思えますが、その中で水が豊富な片品村で、水資源を利用した村づくりについて将来を見すえた小水力発電の取組はどうでしょうか。

もう一つは、水サミットが片品村で開催されると聞いています。その全国水サミットをどのような形で運営していくか。受け入れるか。その準備はどうなっているのか。

それから村民への周知や村民参加があるのか。そしてまたその時に、環境に優しい村宣言とか、例えば水がおいしい村宣言といったアピールというか、村のビジョン・姿勢を訴えるチャンスではないかと思うので、村としてはどのような考えを持っているかのを、お聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

村長にお伺いします。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時45分

午前10時46分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番（星野千里君） 失礼いたしました。

大事な一点があったのを抜かしてしまいました。

東京電力の尾瀬所有の件について、先ほど報道で、村長が関係自治体を代表して要望書を出されたと報道されたことを聞いて、その後どういうふうになっているのか、村長にお聞きしたいと思います。

以上で、終わりにいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野千里議員の通告に基づいて、質問にお答えいたします。

環境に配慮した村づくりについて、一番目の再生可能エネルギーについて研究し、環境に配慮した村づくりを進めるべきと考えるがとのことですが、東日本大震災に伴う原発事故の発生により、再生可能エネルギーへの関心は高まる中、この度再生可能エネルギー特別措置法が成立し、来年7月に施行され、電力の全量買い取りが電力会社に義務付けされることとなりました。

この法律が、再生可能エネルギー普及の決め手になるかどうかは見通せない状況ではありますが、取組へ向けての環境は、前進しつつあると感じているところであります。

21世紀は自然環境と水の時代であり、片品村はその両方ともに大変恵まれた環境にあ

ります。そのような状況を考えますと、議員ご指摘のように、片品村として再生可能エネルギーについて、検討・研究することは意義あることと思います。

現在、片品村内には、七つの水力発電所が東京電力により稼働されています。ダムなどの構造物として表にはあまり出ていませんが、地形の落差を利用し、水力発電を行い、年間2億3,000万kwの発電を行っています。これは一般家庭6万4,000戸分の年間使用量を得たこととなります。既に、このように片品村内において再生可能エネルギーが活用されていることは、積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

次に、二番目の質問、豊かな水資源を活用した村づくりについて、一点目の水資源を活用した村づくりについての一つとして、将来を見すえた小水力発電に取り組む考えはどのことですが、再生可能エネルギーでは太陽光や風力が、現在は主流になっていますが、大きなダムを造らず、自然の川の流れを活用して水車を回し、発電する小水力発電への関心が全国で高まっているようです。1,000kw以下の発電施設を小水力発電所と呼ぶことで、魅力は低コストで安定的な発電が可能な点で、エネルギーの地産地消と言われています。既に全国では500か所近くあるようで、自然の水が豊富な片品村にあっては、全国各地の事例などを参考に研究する余地が十分あると考えております。

ただし、これまでに調査した内容では、施設建設費用がかなり膨大になる点や設置場所によっては、各省庁との調整や河川法、電気事業法の規制との調整などを行う必要があるようです。

なお、昨年、試験的に群馬県が設置した小規模な小水力発電が戸倉地内にあり、現在、試みているところであります。

次に、二点目の質問、東京電力の尾瀬所有の件について、村長が関係自治体を代表して要望書を出したとの報道がありました。その後どうなっているのかとのことですが、尾瀬国立公園に占める東京電力の社有地割合は約4割で、片品村内に限ってはすべてが東京電力の所有であり、長年、東京電力との信頼関係のもと、尾瀬の保護管理と活用を図ってきているわけであります。

今回の東日本大震災に伴う原発事故の補償問題に絡み、一部のマスコミで尾瀬の売却が取り出されたわけでありますが、片品村としては、檜枝岐村や南魚沼市と連名にて、私が代表して東京電力本社を訪れ、今までの信頼関係を損なうことなく、引き続き土地を所有し、自然保護を行うこと。尾瀬の自然保護管理は、これまで同様の管理水準を維持するよう要望書を提出してきました。

幹部の方からは、用地売却の考えはなく、保護や管理の水準も維持するとの回答をいただき、安心していただいております。

また先日、BSプライムニュース番組に環境省副大臣や群馬県副知事と共に、2時間番組で地元自治体としての考えをしっかりと述べてきました。

今月1日には、東京電力などの幹部が役場に来られましたので、しっかりと約束を守ってくれるように、強く話をしたところであります。

今後もこの問題につきましては、注視をしてまいりたいと思います。

次に、三点目の質問、名水サミットが来年片品村で開催されると聞いているが、どういふものか、その準備はどうなっているのか、村民への周知や村民参加はあるのかとのことですが、名水サミットとは、正式名称を全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会といい、全国の名水百選に選定された市町村が連携し、英知と創意を結集し、水環境の保護の推進と水質保全意識の高揚を図ることを目的に開催されるものです。

今年は、秋田県美郷町で開催され、議長や群馬県幹部や県議等にも参加をしていただき、担当職員と共に視察をしてきたところであります。

尾瀬湿原を有し、2,000m級の山々に囲まれる片品村は、長い年月をかけて湧き出る名水の宝庫であると同時に、利根川の上流に位置し、首都圏の水源地域でもあります。

従来の名水サミットには、国土緑化推進機構の参加はなかったわけではありますが、今年は国際森林年記念で参加をしておりましたので、来年の片品村開催での参加協力について、直接に、お願いをしてまいりました。

来年開催のサミットは、貴重な名水の宝庫片品村のイメージアピールに止まらず、首都圏の水源地域として位置づけた取組、発信なども含めて企画検討を行い、開催を成功させたいと考えています。

村民への周知につきましては、視察状況を含め概要を広報かたしなにて、お知らせをしたところですが、住民参加型の名水サミットを考えておりますので、今後も、協力依頼等お願いをしてまいりたいと思います。

次に、四点目の質問、名水サミットを機に、環境に優しい村宣言、水がおいしい村宣言のアピールする考えはとのことですが、サミット時に同協議会としての大会宣言はあるわけですが、片品村としても何らかの宣言をすることは、村民の理解と協力が前提ではありますが、基本的には賛成でございます。今後、検討をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、名水サミットを一過性のイベントとするのではなく、今後の片品村の環境取組を含めた持続的発展につながっていくものになりたいと考えているところであります。

以上、ご理解をお願い申し上げまして、星野千里議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

9番（星野千里君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 9番 星野千里君。

9番（星野千里君） はい、9番。

ありがとうございます。

いろいろな説明で、いろいろ分かったんですが、その小水力の関係のことでちょっと質問をさせていただきます。

戸倉で実験的にやっているということですが、この村全体の小水力の部分の調査とか研

究というのは、今後そういったことに取り組んでいこうという思いはあるのかどうかという点。

それから自然エネルギー・再生可能エネルギーということなのですが、風力とか太陽とか地熱だとかいろいろありますが、今までも資源の温泉の地熱、温泉自体が自然のエネルギーを利用させてもらって、片品村の観光というものに反映させてきたんですが、もう一つ突っ込んで地熱の部分の調査とか、ハードルがすごく高いと思います。設備投資がすごく掛かって、すぐすぐその利益につながったり、逆に投資金額が多くなったりして、ちょっとその辺でハードルが高くなってくるとは思いますが、将来に向けて今から少しずつでも調査・研究をして進めていかないと、十年後二十年後を見すえたときに、やっぱり地産地消のエネルギーと先ほど村長もおっしゃったように、そういった方向で村を推し進めていけたらと思いますので、もう一度その辺の調査・研究の点で、村がどの程度の考えがあるのかお聞きしたいです。

それから一番片品村にとって尾瀬という、村を代表する世界に代表する環境ということで、やっぱり東京電力と共に進めてきたことを、また代替えエネルギーとして東京電力と村とで協議をしつつそういった方向で、また一つの道を切り開くようなことを検討していただければありがたいと思っております。

そしてもう一点は、水サミットの件ですが、やっぱり村長の説明を聞いてすごく安心はしたんですけども、時期的なところで今からあと一年もないくらいだと思いますが、今から準備を整えて、どんな内容かざっくりと分かっていたら、むらづくり観光課長にその辺をお聞きしたいんですが。

よろしくお願ひいたします。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

まず、一点目の村の取組ですが、先ほども申し上げましたように、この村にどういうものが合っているか、また全国の事例などを参考にして皆さんにも力を借りて、そして調査・研究を進めていきたいとそうように考えております。

それから地熱の関係につきましては、前に嬭恋村でこの関係がマスコミに出て、そして隣の町がそれに反対しているような経緯もあります。

また、日本の国は、ご存じのとおり世界でも三番目の地熱国といってもいいような状況ですから、これから国がおそらくそういったことに大規模に取り組む方向が出るでしょうけれども、またそれらも含めて片品村で、村としてはどういうものが可能なのか研究していくことも大事だと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（高橋正治君） 続いて、むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

それでは、ただいまの水サミットについて、お答えをしたいと思います。

今年、秋田県的美郷町で行ったものを視察をまいりました。来年は関東ブロックということで片品村が行うわけですが、せっかく開催をいたしますので、先ほど村長も申されましたように、片品村の特徴を活かした名水サミットにしたい。そして今後の環境問題についてもですね、取り組むようなきっかけになればいいのではないかと考えております。

具体的なものについては、今後詳細をつめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

先ほどの質問で一点、落としてしまいました。

東京電力の関係ですけれども、先ほども説明させていただいたように、片品村の七つの水力発電所の内の四つが、尾瀬の水を利用しているわけであります。ですからこの尾瀬というものは、東京電力にとっては事業用地の一つだと、そのようにも東京電力のほうも理解をしておりますし、また村としてもそのように理解しているので、今後も事業用地としてしっかりと所有していただき、そして管理をしていただく。そのように今後も粘り強く求めていき、そして方向を注視していきたいとそのように考えております。

9番（星野千里君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 9番 星野千里君。

9番（星野千里君） はい、9番。

やっぱり最終的に、本当に十年二十年後、百年後を捉えたときに、今少しずつでもそういう村づくり、環境に配慮した村としてやっていくという村の姿勢に、本当に改めて誇りに思え、村民と共にその方向で進めていけたらと思います。

そして最終的には、地産地消のエネルギーとそれから食とか文化も地産地消で、合併しない村で小さいので、いろんなハードルが高いとは思いますが、何とかそれを乗り越えながら力を合わせて村づくりに進んでいければと思っております。

今日はありがとうございました。

以上です。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前11時01分

午前11時10分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） 引き続き、一般質問を行います。

次に、12番 星野育雄君。

（12番 星野育雄君登壇）

12番（星野育雄君） はい、12番。

通告に基づき、村長に質問いたします。

本村の主産業は、観光と農業です。

しかし、観光客や農地は半減し、人口は一年に百人以上減少しています。若者が魅力を持って働く場がなく、都会に就職するからです。

高齢者世帯が増え、空き家が増加しています。このままでは十年後には、人口は三千人台に減り、若者が少なく老人の多い活力のない過疎山村になってしまうおそれがあります。

そこで、住みよい村づくりのために、今、村は何をすべきかについて三点質問をいたします。

- 1 若者の定住を促進するために、村はどのような対策を考えているのか。
- 2 村の発展のため観光客を増やすことが必要急務と考えるが、その具体策を伺いたい。
- 3 後継者が残る農業経営を実現するために、村は何をしたら良いと思いますか。

その計画について伺いたい。

以上三点、よろしく申し上げます。

村長（千明金造君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野育雄議員の質問にお答えいたします。

住みよい村づくりのために、村は何をすべきかということで、一つ目の質問、若者の定住を促進するために、村はどのような対策を考えているのかとのことですが、昨年度、第3次総合計画後期基本計画づくりに当たって、住民アンケートを行いました。二十代の若者が村への愛着を一番感じていることが分かりました。

また、村に残りたい村に帰って来たいと思うが、働く場所がないとのご意見を多くいただきました。

これらのことより、今年度スタートの第3次総合計画後期基本計画では、若者の新たな雇用の場づくりを基本テーマとしたシンボルプロジェクトを掲げています。

また、今年4月より、むらづくり観光課内に若者雇用創出室を設けたところであります。

この4月以降、そのための実施計画づくりへの着手、空き家物件の調査や掘り起こしの実施、定住促進事業家賃補助制度の導入、無料職業紹介所の開設、Iターンなど都会から来ている若者との意見交換会、婚活事業などを実施しているところであります。

二つ目の質問、村の発展のため観光客を増やすことが必要急務と考えるが、その具体策はどのことですが、一つ目の質問でもお答えしましたように、観光の革新とともに若者の定住を図ることをシンボルプロジェクトに掲げております。

具体的には、高齢化社会と国際観光時代を迎え、これまでの尾瀬などの登山と若者中心のスキー・合宿観光に加えて、高齢者や障害者・子ども・外国人を対象とした食・温泉・ウォーキング・体験観光の推進と農産物・加工品や料理のブランド化など観光の革新を図ってまいりたいと考えています。

一般論として言うならば、片品村にとって、観光は基幹産業の一つでありますので、安定的に大勢のお客様が来ていただけることを、関係者は誰しもが願い、努力をしていることと思います。サービス業というものは、奥が深いものをつくづく思います。

サービス業の基本とは何なのか。ある人はお客様が気持ち良い気分になっていただくことだという方がおります。おもてなしも含め、まさに総合的なものであると思います。一度来たお客様が片品村を気に入り、口コミで片品の良さが広まる。そのようなものでありたいと思います。

一時的にお客様を増やすのであればイベント開催もあるわけではありますが、持続的安定や発展を願うのであれば、観光に携わる関係者などが一丸となり、歴史も含め文化や風景を創っていくなどの地域づくりを、地道に手間ひまをかけて、息の長い取組を続けていくことが大切と思っているところであります。村は、そのためのきっかけづくりにも努めてまいりたいと思います。

三つ目の質問、後継者が残る農業経営を実現するために、村は何をしたら良いと思いますかとのことですが、まずは農についての教育、次いで就労条件の緩和であると考えます。

本村に限ったことではありませんが、農家に生まれた子供たちは地元の小中学校を卒業し、高校・大学と成長とともに地元を離れた環境で生活し、農業以外の仕事に従事し、そのまま地元に戻らず、親も農作業の大変さを思い帰郷を迫らない。農業でなくとも地元に戻り就業を希望しても就ける職がない。今はこんな状況なのではないでしょうか。

どんな職業でもいえることだと思いますが、その職をよく理解し、愛する心がなければ良い仕事もできないし、心も満たされないとします。

そこで思うことは、幼少期の頃から農の大切さや農を愛する心を芽生えさせ、継続させることが必要だと思われまます。

そのためには、子供のころから家庭教育・学校教育・社会教育の中に仕込まなければならないのではと考えます。

農の大切さや農を愛する心を養い、就労条件にも耐えられる心を育てることが必要ではないでしょうか。

本村では、近代的で安定した農業経営ができるよう補助事業等を活用し、施設栽培用のパイプハウスや消毒機等の導入を行っておりますが、一方で就労条件を緩和できるような方策を模索しているところであります。

農業後継者の減少の要因の一つは、ハードな就労条件にあると思われまます。

農業経営は、生産物の生育状況、気象状況などを判断し、適切な生産管理が必要となり、出荷の状況にあわせた収穫も必要で、早朝の収穫作業などもあり、サラリーマン並の収入を得るには、相当な規模を経営し、労力を投入しないとみません。

この就労条件の緩和の鍵となりそうな行動として、農業者の法人化と企業等の農業参入がありますが、法人化や企業参入により経営主ではなく経営陣の一員として経営にあたることとなります。

農業の法人化は、農業者が個人、又は結集して法人化することにより経営規模を拡大するとともに各作業を分業し、就労条件を緩和するなど、効率化を図ることができるといわれています。

反面、法人化に伴い各分業ごとに精通した人材の確保や連携が必要となり、実現のためのハードルが高いのも実情です。

企業等の農業参入は、法人化体制が確立されている企業などが経営分野の拡大として、農業者を招き入れるなどの方法で農業に参入できるようにすることで、国・県において体制づくりが進められているところです。

農業経営者にとって法人化は、いずれの場合においても経営主から経営陣の一員となるため、今後、農業後継者がどのような経営形態を望むのかを模索しながら農業後継者の確保を推進していく所存であります。

以上、ご理解をお願い申し上げまして、星野育雄議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 12番 星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい、12番。

村長に伺います。

村は、積極的に企業誘致に取り組むと言ってきました。第二区でも以前から地区要望事項で、県道沿いにある赤谷の摺淵共有地を村営水道の給水地域にし、優良企業を誘致して、若者の働く場を作ってほしいと要望してきましたが、未だ村から何の回答もありません。

どこの自治体でも企業を誘致するには、工業団地を造成して誘致運動をしています。村は、どの程度企業誘致活動をしているのですか。

また、今後の見通しをお聞かせください。
以上です。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい。

議長、これは通告内容とちょっとずれているような気がするけれども、どうでしょうか。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分

午前11時23分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

育雄議員の通告に、その部分も細かく通告していただければ、細かい内容も考えたわけですが、その企業誘致の関係については、現在でも取り組んでおります。今月も企業誘致の関係で、視察にも来ております。そして育雄議員が言われるあの場所も、実際には視察もして見ていただいております。

ところがあの場所は、いろいろな面で地権者の関係とかそういったもので難しいということで、なかなかそこには取り組むことができないということも理解していただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後も若者の定住促進には、やはり企業誘致は欠かすことができないということで、それらに取り組んでいることも理解していただきたいと思っております。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 12番 星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい、12番。

分かりました。

村長の答弁は総合計画に基づいた答弁であり、答弁の内容も非常に細部にわたって答弁されておるんですが、今後村執行部で、是非これが実現して、村の人口が増えて活力ある片品村になることを祈念して、私の質問を終わります。

以上です。

議長（高橋正治君） 次に、3番 星野精一君。

（3番 星野精一君登壇）

3番（星野精一君） はい、3番。

通告に基づいて、質問をさせていただきます。

21世紀は、地方分権の時代です。これは我が国が、再び豊かな多様性と地方の力を取り戻すためには避けては通れない道です。

国と地方が形の上では対等になるこの時代に、各自治体に必要なのは、村が、町が、市が、それぞれが一つの国家であるという認識ではないでしょうか。ましてや私たちの片品は、意識の高い村民が住民投票を行った上での一村独立です。

その場合、我が村は方針として観光で外貨を落としてもらい、農作物で外貨を稼ぐ外需依存型自治体と位置付けるべきだと考えます。

21世紀の地域主権時代における地方自治の本質とテーマは、自己決定力・自己責任力、そして目まぐるしく変化し続ける社会状況に対応してゆくスピード感、すなわち即決力、この三つです。

この3月、東日本大震災における我が村の速やかな被害者受入れは、この三つを兼ね備えた新しい時代の政治リーダーの模範であると評価します。

時に競争し、時に協力し合い、しかし村民益を追求するという意味では、志を同じくする二元代表制の対岸にいる私ですが、今回の政治判断に対してエールを送りたいと思います。

今回の決断は、結果として私たちの片品村を日本中に知らしめることになりました。これによって、人に優しい片品という評価は確立されたと考えます。

さて、今回私は水に関しての質問をしたいと思います。

20世紀は石油、21世紀は水の時代といわれていますが、水の惑星といわれる地球で人間が利用可能な水は、その中の0.1%とのことです。その大切な水が、人口増加・工業化・農地化、それらにともなう人類の文明化によって、世界中で先細りになりつつあります。

アメリカは、ロッキー山脈を水源とする大河コロラド川の水は、現在カリフォルニア湾まで届く前に枯れてしまうそうです。国内問題で済んでいますが、大きな川が複数の国家を通っていくとき、水利権などの問題が生ずるのは必然でしょう。

石油が無くとも人は生きられますが、水無くして人は生命を保てません。歴史に学べば文明は水とともにあり、水が失われた時、文明も滅んでいくのです。そんな時代背景の中、来年我が村で水サミットが行われる予定です。

私は、この催しを一過性のものに終わらせることなく、片品が観光と農業の村として更に大きく前進するための様々な行動を、成長戦略を持って起こす最良の機会だと捉えます。

まず、来年の名水サミットの際、我が村は環境保全村宣言を行うべきではないでしょうか。具体的には、同じく湧水を水道水源に持つ自治体と協同での水道水源脱塩素連盟の設

立。現行の水道法は、昭和32年に施行された法律ですが、これからの日本を変えていくのは地方と地域の力だとの強い自覚と高い誇りを持ち、腰を据えて国と交渉をしていくべきだと思います。

水源すべてが湧水の村です。その生まれたてで清らかな水にいったい何を加える必要があるのでしょうか。

そして毎冬、国道・県道で約300t、村道で約30t使用され、川の生態系に影響を与える塩化カルシウムを、村道・県道・国道と段階的に川砂に切り替えていく脱塩カル宣言。

農協と連動しての環境保全型農業推進会の設立など、村が主導して自然に優しく自然を守るというメッセージを積極的に発信できる良い舞台が、名水サミットなのだと考えます。

また、これらを下支えする村民の環境意識を更に高めていくことにも不可欠です。婦人会、生活研究グループ、各中小学校、尾瀬高環境科、広報などを通して生活排水などの改善勉強会を行い、啓蒙・学習・実行とステップアップして名水サミットを迎えるべきではないでしょうか。

水の問題を、我が村だけのことで済ませてはなりません。水は、必ず高い所から低いほうへ流れていきます。水は公の共有物との高い意識を持ち、上流に暮らす者たちの義務としてできるかぎり清らかな水を下流に送り出すのが私たちの努めです。

私たちは、一本の川を通して沼田と前橋と埼玉、茨城、そして多くの友人知人の住む銚子の人たちとつながっているという意識を持つことが何よりも尊いのです。

「隗より始めよ」私も今年からトマトの無農薬栽培に取り組始めました。土も水も空気も汚さない農法に挑戦していくのが、私なりの社会への責任の果たし方だと考えたからです。

今回の被災者受入れによって、人に優しい観光と農業の村片品は、全国に知れ渡りました。名水サミットをきっかけと捉えて環境保全に対して、全村民が高い意識を持って取り組んだとき、人と自然に優しい村に生まれ変わり、多くの実りを私たちに与えてくれるものと確信します。

環境保全・名水サミットに対して、今後村がどのように取り組むのかお聞かせ願います。

水に関して二つ目の質問ですが、昨今国益を守る観点から北海道ニセコなどの地方自治体で、水源保護条例を施行する動きが出てきていますが、我が村のこの問題への考えをお聞かせください。

以上です。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

星野精一議員の通告に基づいて、質問にお答えいたします。

環境保全対策について、一つ目の質問、環境保全村へとステップアップすべきだと考え

るが、これからの村の取組の件であります。21世紀は自然環境と水が大きく見直される時代であるといわれています。尾瀬を始めとした恵まれた自然資源、そしてそこからいずる名水群など、これまでもこの片品村はそれら自然資源を守り活用し、私たちは生きてきたわけではありますが、今後はさらに踏み込み、環境保全に配慮した村へとステップアップすることは、結果として村の持続的発展につながると思います。

先ほどの質問でもお答えしましたように、名水サミット時などに宣言をすることは、基本的には賛成でございますが、村が何らかの宣言を行ったとしても、村民の理解と協力は得られません。名実ともに、そのような村になっていくためには、やはり村民の皆さまの中から環境問題にどう対処していくかの声を出していただき、その大きな力がいわゆる宣言や取組となっていくことが、最も良いと考えております。

名水百選の中から、同じく湧水を水源に持つ自治体と協同での脱塩素推進連盟の設立をとのことですが、自然の水をそのまま飲用できるということは、飲用する者としては喜ばしいことであり、できることであれば取組みたいところであります。

しかし、現実的には、行政として塩素滅菌無しの水道水を供給することは不可能であります。水道法により、滅菌処理は不可欠であります。

脱塩カル化宣言につきましては、路面凍結や砂によるスリップなど安全面を考えますと、それに代わるものとして、砂が適しているのか否か検討がいると思っておりますが、試行してみることが価値あることと思っております。

環境保全型農業の推進や生活排水への対処など環境に配慮した村になるためにも、どのような取組が可能かなど、村民や関係者の皆さんと共に、勉強会や検討などを行うことは必要なことだと感じております。

まず、来年開催の名水サミットが、片品村の取り組むそのきっかけづくりになればと思っておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

大自然が魅力の片品村でありますので、今後とも環境に配慮した村づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、二つ目の質問、ニセコ・白馬などの自治体で水源保護条例を施行する動きが出ているが、この問題への考え方を知りたいとのことですが、議員ご指摘のとおり北海道ニセコ町においては、水源の水質汚濁、枯渇の防止等を目的として、水道水源保護条例が平成23年5月1日から施行されております。この背景には、外国からの投資が進む中、住民にとって大切な水を守るという意思表示をしたものであると考えられます。

本村においては、ご存じのとおり森林面積は、村全体の91.1%を占めております。所有者の内訳としては、国有林が25.4%、公有林が4.7%、私有林が69.9%で、私有林の大半は単なる民有地ではなく、東京電力や日本製紙などの社有林となっております。今のところ外国からの資本により村内の山林等を購入するという動きはないと聞いております。

この問題とは別に、先ほどの質問でもお答えしましたように、東京電力の尾瀬所有については、東京電力が「売却をする考えはない」との回答を得てきたところですので、私は

その言葉を信じ、何人にも売却されることはないと考えておりますが、注視をしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、水環境を含め豊かな自然を守り、これらを最大限に活かしていくことは、村にとって非常に重要と考えております。今後も必要に応じ、条例化等を含めて検討してまいりたいと思います。

以上、ご理解をお願い申し上げまして、星野精一議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

3番（星野精一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 3番 星野精一君。

3番（星野精一君） はい、3番。

星野千里議員と質問がダブるところがありましたけれども、これは同じ議会人として時代背景の切迫感が共有できたことだと思います。

まず、今回の被災者受入れをきっかけとして、私たちの村はNHKを始めとするテレビメディア、あるいは新聞等にたくさん出ることができました。これは宣伝効果というと数億円といわれております。メディアが今片品に対して非常に好意的だと、時代が片品に対して追い風が吹いているとそういう時代ですので、是非とも名水サミットをきっかけとして片品村が、ステップアップする具体的な行動を、村長の強いリーダーシップをもって起こしていただきたいと思います。これは質問というよりお願いであります。

二つ目の水資源の保護条例なんですけれども、これは「備えあれば憂いなし」という言葉がありますけれども、片品村のような水源の豊富な村では、入ってしまったときには遅いと、これは早急に委員会等作って対処すべきだと思いますが、その具体的な日程等を考えているのでしょうか。

以上です。

質問します。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

一番重要な問題は、条例の関係でありますけれども、今こういった形で質問を受けて、今後当然のことながら委員会なりで審議を進めていく上で、検討していきたいとそうように考えています。

お願いします。

3番（星野精一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 3番 星野精一君。

3番（星野精一君） はい、3番。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第6 議案第39号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第6、議案第39号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第39号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

これは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律が、去る6月30日に公布されたことにより、今後早急な改正を必要とするものであります。

主な改正内容は、村税関係の不申告等に関する過料の新設及び上限額の引き上げに伴う改正のための規定整備であります。

附則につきましては、第1条で施行期日を公布の日とし、第2条では罰則に関する経過措置をそれぞれ定めたものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第39号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 片品村公民館設置条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第7、議案第40号 片品村公民館設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第40号 片品村公民館設置条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

本条例は、片品村中央公民館、片品村公民館土出分館及び片品村公民館誠道分館の三つの公民館について、その趣旨や設置場所等を定めてある条例です。

今回は、その中の片品村公民館土出分館の移設事業が完了し、住所が変更になるため、設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、公布の日を施行日とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。
これから、議案第40号 片品村公民館設置条例の一部を改正する条例についてを採決
します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号 片品村公民館設置条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 指定管理者の指定について

議長（高橋正治君） 日程第8、議案第41号 指定管理者の指定についてを議題としま
す。
本案について、提出者の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。
議案第41号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。
片品村営スノーパル・オグナほたかにつきましては、平成20年10月1日から23年
9月30日までの3年間、武尊山観光開発株式会社を指定管理者として運営を行って
おりますが、契約期間の終了に伴い、引き続き同社を指定管理者の候補者として協議を進めて

まいりました。

武尊山観光開発株式会社につきましては、本施設のほかに指定管理者として武尊牧場観光施設を、また自社施設として武尊牧場スキー場、宝台樹スキー場などの公営観光施設の運営実績があり、地元地域からの信頼もあることから、引き続き指定管理者の指定をお願いするものでございます。

期間は、平成23年10月1日から平成26年9月30日の3年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第41号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 9 認定第1号 平成22年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第2号 平成22年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第3号 平成22年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第4号 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3 認定第 5 号 平成 2 2 年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について

日程第 1 4 認定第 6 号 平成 2 2 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 5 認定第 7 号 平成 2 2 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 6 認定第 8 号 平成 2 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（高橋正治君） 日程第 9、認定第 1 号 平成 2 2 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 6、認定第 8 号 平成 2 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

認定第 1 号から第 8 号までの平成 2 2 年度片品村一般会計及び各特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第 1 号 平成 2 2 年度片品村一般会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額 4 0 億 1, 4 0 7 万 7, 4 8 9 円、歳出総額 3 7 億 3, 7 1 5 万 4, 0 7 5 円、差引残額 2 億 7, 6 9 2 万 3, 4 1 4 円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税が 1 9 億 2, 2 6 5 万 9, 0 0 0 円で全体の 4 7. 9 %、村税が 6 億 1, 2 7 0 万 6, 2 2 3 円で 1 5. 3 %、諸収入が 1 億 9, 2 2 7 万 4, 5 0 4 円で 4. 8 %、繰入金が 2, 3 5 9 万 9, 5 7 5 円で 0. 6 %、県支出金が 1 億 9, 5 4 7 万 7, 7 6 1 円で 4. 9 %、村債が 2 億 7, 2 4 0 万円で 6. 8 %、国庫支出金が 3 億 7, 3 4 1 万 3, 0 7 9 円で 9. 3 %でございます。

歳出の主なものにつきましては、土出・戸倉地区光ファイバー整備事業が 1 億 2, 3 7 5 万円、五つの特別会計への繰出金が 2 億 9, 0 9 1 万 9, 0 0 0 円、利根東部衛生施設組合負担金が 2 億 6, 9 0 0 万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金が 1 億 5, 2 5 5 万 1, 0 0 0 円などとなっています。

地方債の償還金は、元金と利子を併せて 3 億 3, 3 6 4 万 4, 0 0 0 円であります。

平成 2 2 年度末の借入金残高は 2 8 億 4, 5 5 0 万 3, 0 0 0 円であり、昨年比で 2, 1 3 8 万円ほど減っております。

歳入歳出差引残額のうち、1 億 2, 0 0 0 万円を財政調整基金に繰入れ、1 億 5, 6 9

2万3,000円あまりを23年度へ繰り越させていただきました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第2号 平成22年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8億4,085万646円、歳出総額8億243万7,087円、差引残額3,841万3,559円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税が1億8,836万5,562円の収納で、全体の22.4%となります。

国庫支出金については、2億5,050万8,011円で全体の29.8%となります。

共同事業交付金は、1億1,338万5,734円で全体の13.5%となります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が5億1,785万2,886円で全体の64.5%となります。

後期高齢者支援金等につきましては、9,406万3,732円で全体の11.7%となります。

共同事業拠出金が、1億822万4,465円で全体の13.5%となります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

認定第3号 平成22年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額2,431万2,167円、歳出総額2,431万2,167円、差引残額0円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、繰越金が2,430万2,897円で全体の99.96%であります。

歳出につきましては、諸支出金が2,431万2,167円で100%であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

認定第4号 平成22年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8,911万6,037円、歳出総額8,330万1,022円、差引残額581万5,015円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料が7,291万9,400円で全体の81.8%、繰入金876万7,000円で全体の9.8%でございます。

歳出につきましては、総務費が3,478万8,418円で全体の41.8%、施設費が3,097万9,324円で全体の37.2%、公債費が1,753万3,280円で全体の21%でございます。

また、平成22年度末現在の地方債借入額は、2億3,451万4,360円となって

います。

歳入歳出差引残額の581万5,015円を平成23年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第5号 平成22年度片品村営観光施設事業特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

平成22年度の観光施設事業の実績を申し上げますと、現在、指定管理者制度によりスノーパル・オグナほか及び武尊牧場観光施設の営業を武尊山観光開発株式会社が行っており、尾瀬ロッジにつきましても、アリス工業株式会社が施設営業を行い、これにより村営観光施設すべてが指定管理者制度による施設運営となっております。

村内の観光産業を取り巻く環境ですが、高速道路休日料金の上限制度が行われ、首都圏から近距離にある観光地としての立地条件の優位性が発揮できず苦戦しておりましたが、さらに3月11日発生の東日本大震災による村内各スキー場の営業自粛や早期の閉鎖、全国に広がった自粛ムードが追い打ちをかけ、本村の観光産業も非常に厳しい状況が続いております。

収益的収入の観光施設事業収益につきましては1億1,987万518円であり、収益的支出の観光施設事業費につきましては1億1,906万3,694円であります。

資本的収入につきましては2,966万円であり、一般会計補助金でございます。

資本的支出につきましては9,811万339円で、内容は企業債償還金と一般会計からの長期借入金の償還金でございます。

資本的収支の不足分6,845万339円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをしました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

認定第6号 平成22年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額4億894万1,674円、歳出総額3億9,477万2,709円、差引残額1,416万8,965円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、保険料が5,455万7,600円で全体の13.3%、国庫支出金が9,699万6,735円で23.7%、支払基金交付金が1億1,256万3,531円で27.5%、県支出金が5,757万346円で14.1%、繰入金7,541万1,768円で18.4%でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が3億6,446万3,172円で全体の92.3%でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

認定第7号 平成22年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億3,305万34円、歳出総額1億3,060万9,734円、差引残額244万300円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、繰入金が1億1,353万7,000円で全体の85.3%、使用料が1,638万1,000円で全体の12.3%でございます。

歳出の主なものにつきましては、公債費が7,079万4,629円で全体の54.2%、施設費が3,101万6,719円で全体の23.7%、総務費が2,760万1,386円で全体の21.1%でございます。

歳入歳出差引残額の244万300円を平成23年度へ繰り越させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第8号 平成22年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額4,605万9,582円、歳出総額4,533万1,901円、差引残額72万7,681円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が2,461万9,200円で総額の53.5%、一般会計繰入金が1,958万円で42.5%でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費が304万2,621円で総額の6.7%、後期高齢者医療広域連合納付金が4,207万5,580円で92.8%でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午後 零時01分

午後 零時02分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 小林正雄君。

（代表監査委員 小林正雄君登壇）

代表監査委員（小林正雄君） はい。

命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。